

『落窪物語』における鏡箱の返還―孝養として機能する復讐―

中村 莉子

はじめに

『落窪物語』は、一般に虐待譚、復讐譚、孝養譚の三部に分けられる、いわゆる継子譚の物語である（注1）。先行研究において、この物語の展開を支えるのは、男主人公君や侍従あこぎだとされることが多い（注2）。対して、女主人公女君については、例えば、森あかね氏が「孝養譚は、道頼の報復による傷や罪を女君が回復していく物語」であり、「あくまでも、孝養の主体は女君」とされる（注3）。よ

うに、孝養との関係について論じられることはあるものの、復讐については、男君が行っていると言われることが多く、女君と復讐との関係について触れられることはほとんどない。

しかし、物語内においては、女君が復讐に関与したことが明確に描かれている場面が存在する。

男君、「かのむかしの古蓋の鏡の箱はありや。これ（北の方らの調度品に添へて返したまへかし。北の方、〈宝〉と思ひためりき」とのたまへば、衛門（「あこぎ）、興じ喜びて、「衛門がもとに侍り」とて、取り出でたれば、（中略）「いとただならむよりは」とて、「しるしばかり物書きつけたまへ」と申したまへば、女君、「いで、いさや。いとほしきついでに、知られたてまつらむこそ苦しき」とのたまへば、「なほなほ」と（男君が）申したまへば、鏡の敷をおし返して（女君は和歌を）書きたまふ。

明け暮れは憂きこと見えし増鏡さすがに影ぞ恋しかりける

（卷三 二二〇～二二二頁）（注4）

虐待譚において、女君は、北の方に亡き母の形見である

鏡の箱を奪われ、その代わりとして「古蓋の鏡の箱」(以下、「鏡箱」と表記する)を与えられていた。右は、この「鏡箱」を北の方に返還する場面である。女君は、「鏡箱」を北の方に返そうとする男君に促され、傍線部にあるように、その「鏡の敷」の裏に和歌を記している。これを受け取った北の方は、女君の存在に気付き、ひどく憤慨することとなった。しかし、女君が復讐に直接関与しているように描かれているのは、この場面だけであり、この復讐は特殊なものであると言える。

では、なぜこの復讐にのみ、女君が表立って関与することになるのだろうか。本稿では、復讐譚と孝養譚における女君の関与の仕方に注目し、それぞれの特徴を整理した上で、「鏡箱の返還」の場面について考察を行いたい。

なお、『落窪物語』では、巻一から巻四にかけて、登場人物の呼称が変化する。そのため、本稿では、女主人公を「女君」、男主人公を「男君」、侍従あこぎを「あこぎ」、女君の父中納言を「中納言」、継母北の方を「北の方」と統一して表記する。

一 孝養譚における女君

一 一 女君と孝養の関係

『落窪物語』で描かれる時系列とは前後するが、まずは、虐待譚と復讐譚の後に位置する孝養譚に、女君がどのように関与しているのかを確認していく。物語内に描かれる孝養は六つ存在する。以下、それらの場面を引く。

孝養 i: 中納言の法華八講を行う

衛門督(＝男君)、女君と語らひたまふ。「…殊に、七十や六十なる年、賀と言ひて、遊び、楽をして、見せたまふ。また『若菜まゐる』とて、年のはじめにすること、さて、『八講』と言ひて、経、仏かき、供養することこそあめれ。へさまざまめづらしきやうにせむ」とては、いかなることをせむ。(中略) これらが中にのたまへ。(せむ)と思さむこと、せさせたまつらむ」と申したまへば、女君、(いとうれし)と思して、「…八講なむ、この世もいと尊く、後のためもめでたくあるべければ、して聞かせたてまつらまほしき」とのたまへば… (巻三 二二五～二五六頁)

孝養 ii : 中納言の七十の賀を行う

(男君は)「…七十の賀せむ。《わがせむ》と思ひし本意遂げむ。懲ずべき限りは、数多度してき。《うれし》とおほゆることは、ただ一度にてやみなば、いとかひなし。…》と思ほし立ちて、いそぎたまふ。(中略)女君、かくしたまふことを、《いとうれし》と思ひきこえたまふ。大將(男君)いとかひありて思す。

(卷三 二六九—二七五頁)

孝養 iii : 中納言を大納言に昇進させる

女君、「(中納言に)いかで大納言をがな。一人なしたてまつりて、《飽かぬことなし》と思はせたてまつらむとのたまふを聞きたまひて、(男君は)《げにさせばや》と思せど、数よりほかの大納言なさむことは難し。人のした取るべきにあらず。わがを譲らむの御心つきて

(卷四 二八〇頁)

孝養 iv : 中納言からの遺産を北の方等に分配する

女君、「…こは、かう久しう年ごろ住みたまへれば、得じ。《北の方に奉りてむ》となむ思ふ」とのたまへば、男君、「いとよきこと。これは、君得たまはずとも、おのれあれば、おはしなむ。皆恨みの心どもあら

む」とうち語らひたまひて…

(卷四 二九一頁)

孝養 v : 左少弁を美濃守に任じる

中の君の御夫の左少弁、《身いと貧し》とて、受領望まむ、北の方(女君)につきて申しければ、美濃にいたはりなしたまひつ。(中略)左の大臣の北の方(女君)、馬のはなむけ、さまざま、いかめしうしたまふ。(中略)(男君は)「かくくはしくすることは、こゝ(女君)にのたまふことあれば。かく下りて、飽かぬことなく、よくつかうまつれ。『おろかなり』と聞かば、さらに顧みじ」とのたまふ。(卷四 二九九—三〇一頁)

孝養 vi : 四の君と権帥を結婚させる

左の大臣(男君)、《いかでこの君達(三の君と四の君)に婿どりせむ》と思して、(中略)「しかじかの人をなむ言ひ契りたる。上達部にもあり、人柄も、《いとよし》となむ思ふ。三の君にやあはすべき、四の君にやあはすべき。いづれにか」とのたまへば、北の方(女君)、「いさいさ、御心に定めたまへ。まろは(四の君に)となむ思ふ。いとほしきことありしかば、思ひも直したまふばかり」とのたまへば…

(卷四 三〇五—三〇六頁)

孝養 i において、男君は中納言への孝養として、「遊び」や「楽」「若菜まゐる」催し、「八講」という選択肢を示し、傍線部にあるように、女君が選んだ「八講」を行う。また、孝養 vi では、三の君と四の君の再婚を計画する男君が、どちらを権帥と結婚させるべきか、女君に相談し、ここでも傍線部のように、女君の意見を採用して四の君を再婚させている。孝養 iii では、傍線部のとおり、中納言を大納言へと昇進させたい、という女君の意向に従って孝養が実行されておられ、孝養 iv でも、傍線部のように、中納言からの遺産を北の方やその実子に分配する、という女君の提案がそのまま採用されている。孝養 v についても、傍線部にあるとおり、女君が左少弁の「馬のはなむけ」を行い、加えて、男君が「ここにのたまふことあれば」と述べていることから、女君の発言によつて孝養が行われていることが窺える。一方で、孝養 ii の七十の賀は、男君が発案し、実行している。しかし、七十の賀が終了した際、女君が「いとうれし」と思っていることを受け、波線部のように、男君は「いかひあり」と感じている。したがって、男君は孝養の相手である中納言の反応以上に、女君が満足しているか否かを重視していると言える。即ち、孝養 ii も、男君が女君の期待を具体的に汲んで実行していると考えられよう。

以上、六つ全ての孝養に女君が関与しており、うち孝養 ii 以外の五つは、女君の意見がそのまま採用されていることが確認できた。また、孝養 ii についても、男君が女君の期待を汲んで行っていることは、述べたとおりである。これにより、孝養を実行するのは男君ではあるが、孝養の内容を決定するのは女君であると言えよう。つまり、女君が意図した孝養が、男君によつて実行されているのであり、いわば女君は孝養をコントロールする人物として描かれているのである。

一―二 孝養の契機

女君が孝養をコントロールする人物だということは、「一―」で示したとおりである。しかし、孝養を実行するのは男君であることから、女君だけでは孝養を成し得なかったとも考えられる。では、男君が孝養を行った理由とは何だったのだろうか。

孝養譚の始発時点において、中納言と対面した男君が、孝養を行う理由について語っている箇所を次に引く。

「…(女君が)『まづ(中納言に)夜昼見たてまつらぬこと』を申すめれば、(人の御親子の仲は、あはれなりけり)と見たまふれば、(いかで、つかうまつらむ)

となむ、思ひたまへなりにたるを：」（卷三 二四三頁）

右において、男君は傍線部にあるとおり、女君が「まづ夜昼見たてまつらぬこと」、即ち、中納言に日夜会えないことが心細い、と中納言を慕うような発言をしていたため、「いかで、つかうまつらむ」と考えるに至ったと明言している。つまり、女君の発言によつて、男君が孝養を行うことになったのであり、この女君の発言は、孝養が行われる契機となっていると言えよう。加えて、「――」でも見たとおり、孝養の内容は女君が決定している。このように、孝養は女君の意志に従つて行われるのである。

さらに、三の君への孝養について詳しく見ていきたい。男君は、三の君と四の君への孝養として、当初は「今はいかで三、四の君によき人あはせむ」（卷四 三〇二頁）、「いかでこの君達に婿どりせむ」（卷四 三〇五頁）と、それぞれを再婚させようと考えていた。また、四の君が再婚した後も、「一所はめやすくなしつ。いま一所だにしたりてば」（卷四 三三七頁）と口にしており、三の君の世話について言及している。しかし、男君の「いま一所だにしたりてば」という発言以降、三の君については、「三の君を中宮の御匣殿になむなしたてまつりたまへりける」（卷四 三四一頁）とあるだけで、詳しくは語られない。また、この記述

は、三の君への孝養についての説明だが、三の君を中宮の御匣殿とした、とはあるものの、再婚の件については触れられていない。つまり、物語内に、三の君の再婚は実現していないとおほしいのである。

ここまで見てきたとおり、女君が意図した孝養は必ず実行されている。しかも、女君が望む孝養の中には、孝養iiiのように、「数よりほかの大納言なさむことは難し」と、実行することが難しいとされるものも含まれていた。これについて、神尾暢子氏は、「大納言昇進は、閣僚人事に相当する。定員以外の昇進は、大納言道頼が、父親大臣の許可を得て、辞職した官職を提供したほど、困難な人事であった。孝心篤いとはいえ、この願望は、大臣夫人の政治介入と看做しうる」と述べておられる^{（注5）}。女君の望む孝養iiiは、「閣僚人事に相当」するものであり、実現が「困難な人事」であったにもかかわらず、男君が自身の位を中納言へ譲ることで成し遂げられているのだ。対して、三の君の再婚については、男君も意欲を見せており、加えて、一方の四の君の再婚が実行されていることをふまえると、決して実現不可能な孝養であったとは考えられない。しかし、男君はこれを実行していないのである。

そこで、女君が三の君への孝養について、どのように考えていたのかを確認すると、管見による限り、三の君の再

婚を考えているような様子は認められず、三の君個人への孝養について触れることすらなかった。つまり、女君は三の君個人に対する孝養を全く意図していないのであり、その結果、物語中に三の君の再婚は実現しなかったと考えられるのではなからうか。

以上のように、女君が意図しない孝養は、たとえ男君が意図していたとしても実行されず、また、女君が意図した孝養は、たとえ実現困難なものであっても実行されている。このことから、女君が孝養をコントロールする人物だと言えるのである。

二 復讐譚における女君

二一 女君と復讐の関係

では、復讐についてはどのようなであろうか。ここで、女君と復讐の関係について確認したい。

ア 少将(＝男君)は、(北の方のいとねたく憎くて、い
かだ《わびし》と思はせむ)と思ひしみにければ、心
のうちに思ひたばかりやうありて、(四の君との縁談
を)「よかなり」と言ふなりけり。(卷二 一四七頁)

イ 中将(＝男君)の、人を呼びて、「誰が車ぞ」と問は

すれば、「中納言殿の北の方の、忍びてまうでたまへ
る」と言ふに、中将、(うれしくまうであひにけり)と、
下にはをかしくおぼえて、「男ども、さきなる車、『と
くやれ』と言へ。さるまじうは、かたはらに引きやら
せよ」とのたまへば… (卷二 一七〇～一七一頁)

ウ (男君は) 御前の人々、君、左衛門の蔵人を召して、「か

れおこなひて、(中納言方の車を) 少し遠くなせ」と
のたまへば、近く寄りて、ただ引きに引きやらす。

(卷二 二〇四～二〇五頁)

アの傍線部からは、男君が北の方を憎み、復讐を発案し
ていることが窺え、イとウそれぞれの傍線部からは、男君
が復讐を指示していることが窺える。この他の復讐におい
ても、ア、イ、ウと同様に、男君が復讐の発案や指示を行っ
ており、女君が復讐を指図するような描写は認められない。
また、女君は、「いとけしからず。(いな)と思さば、おい
らかにこそけしきばめ」(卷二 一四六頁)、「またいかな
ることをし出だしたまはむ。衛門(＝あこぎ)こそけしか
らずなりにたれ」(卷三 二二三～二四頁)等、復讐を
行う男君やあこぎを非難しているが、男君らは女君の発言

を聞き入れていない。加えて、男君は女君から隠れて復讐を行つており、女君は復讐を知ることさえできない状況にあった。次にその場面を引く。

・ 女君は、なほ思ひわびたるけしきいとほしうて、(男君は、女君に復讐の計画を)聞かせたまはず。

(巻二 一五六―一五七頁)

・ 衛門(「あこぎ」)、「いとよくはべりなむ」と言ふ。かくのたまふを、(「いとうれし」と思へるけしきのしるければ、男君も、(「あこぎは)わが心に似て。(女君には)いと聞かせじ」と思ひて、ささめきありきたまふ。

(巻三 一一四―一二五頁)

傍線部のとおり、男君は女君に復讐の計画について聞かせないようにしており、女君は復讐に直接的には関与することができないのである。

以上より、復讐の具体的行為は男君によって行われており、女君が直接手を下す形で復讐に関与することは無いとひとまずは言えよう。

二―二 女君による「諫め」の機能

二―二―一 復讐を容認・促進する「諫め」

女君は復讐に直接的には関与しておらず、また、復讐行為は女君の目から隠されている。しかし、先にも述べたとおり、女君は何度か男君による復讐を非難し、男君を諫めるような言動を見せる。この「諫め」については、既に次のような指摘がある。

・ 女君が物語の主人公の約束に従つて理想的であらねばならないということ、また親として遇するに値しない父(「中納言」)であるとはいへ、やはり父の辱かしめは見るに忍びないという理由が与えられていたことが、かの女(「女君」)の右のような批難(「「諫め」を成り立たせたのであるにちがいないが、そこにとどまらず暴戻は暴戻として批判する視点が女君に託されていたのだと思われる。^(注6)

・ 道頼の報復に対して女君は反対する立場にあった。(中略)これは報復による貶めを道頼の仕事として、女君の理想的な姿を傷つけないための設定であろう。女君は理想性を保ったまま、自身の地位を確立していく。

(注7)

先行研究では、女君が男君の復讐行為を諫めることに
いて、女君の理想性を保つため等の理由が示されはするが、
「諫め」の持つ、他者や物語展開などに対する機能的意義
については言及されていない。しかし、女君が復讐に直接
的には関与できないながらも、幾度となく男君を諫めてい
るということに鑑みるに、この「諫め」にも何らかの機能
が課されていると想像されまいだろうか。そこで、ここか
らは、女君の「諫め」について、さらなる考察を行うこと
とする。なお、「諫め」とは、復讐を制止しようとする意
志が明確な言動に加え、結果的に復讐を非難することにな
る言動をも指すものとする。

男君から復讐の計画について知らされた女君は、次の一
重傍線部にあるように、男君を諫めている。

女君、「いとけしからず。(四の君の結婚を) (いな)
と思さば、おいらかにこそけしきはめ。本意なく、(い
かにいみじ)と思へばなり」とのたまふ。少将(男
君)、「かの北の方に、(いかでねたき目見せむ)と思
へばなり」とのたまへば、女君、「これはや忘れたま
ひね。かの君(四の君)や憎かりし」とのたまへば、
少将(男君)、「いと心弱くおはしけり。人の憎きふ

し思し置くまじかりけり」と、「いと心安く」とのた
まひて、臥したまひぬ。(巻二 一四六頁)

ここで、女君の「諫め」に対する男君の反応に注目する。
男君は女君から諫められたことで、二重傍線部にあるとお
り、「人の憎きふし思し置くまじかりけり」と考え、「いと
心安く」なったという。男君は、女君が北の方から虐待さ
れていたことよって、北の方への復讐を決意していた。
しかし、女君は、一重傍線部にあるように、復讐を目論む
男君を諫めている。女君が北の方への復讐を行わないとい
うことは、即ち、女君は北の方による虐待を咎めないとい
うことになる。「諫め」よって、虐待すら咎めない寛容
な態度を示した女君について、男君は、「人の憎きふし思
し置くまじかりけり」と認識するに至った。男君は女君か
ら諫められたことで、北の方の虐待を咎めないのであれば、
自身の復讐行為についても咎めないだろうと判断し、か
えて「いと心安く」なったわけである。このように、男
君が復讐を「いと心安く」行うようになることから窺える
とおり、女君は「諫め」よって、結果的に、男君による
復讐を容認してしまっていると言えよう。

同様に、女君による「諫め」が、復讐を制止するものと
してではなく、かえて復讐を助長するものとして機能す

る場面は、他にも見られる。

工 女君はいとほしがり嘆きたまへば、衛門（「あこぎ」）

「さはれ、いたくな思しそ。あいなし。おとどのおはせばこそあらめ、典葉がうたれしは、かのしるしや」と言へば、女君、「いと心づきなかりける。わが人にはあらで、君（「男君」）の人になりね。それこそかく物はしふねく思ひ言へ」とのたまへば、「さは、衛門、わが君（「男君」）につかうまつらむ。衛門が思ひし限りのことをせさせたまへば、げに御前よりも宝の君となむ思ひたてまつる」と言ふ。

（巻二 二〇九～二一〇頁）

オ

女君、「またいかなることをし出だしたまはむ。衛門（「あこぎ」）こそけしからずなりにたれ。ただはやすやうに、いみじき御心を言ふ」と恨みたまへば、衛門「何かけしからず侍らむ。道理なきことにも侍らばこそあらめ」と言へば、男君、「物な申しそ、ここには心もおはせず。御為あしき人は『いとあはれなり』とのたまへば、わが身さいなまるるかし」とて、笑ひたまへば、衛門心得て、いかが申すべき。

（巻三 二二三～二二四頁）

工において、女君は賀茂祭での車争いによって被害を受けた中納言方を憐れみ、男君の復讐行為を肯定するあこぎを、一重傍線部のように諫めている。しかし、あこぎは、「君の人になりね」、即ち、男君の従者になってしまいなさい、との女君の言葉を受け、二重傍線部のとおり、その後の男君の復讐行為を援助することになった。また、オでは、中納言が修築した三条邸を占拠する、という復讐を計画する男君らを、一重傍線部のとおり、女君が諫めているが、男君は二重傍線部にあるように、女君に反発しており、ここでも復讐は実行されることになる。これらの場面において、女君による「諫め」は、復讐を制止するどころか、かえって、あこぎが復讐に荷担することを「容認」することで、男君が復讐を進めやすい状況を作ってしまったっており、復讐を促進するかのようになっている。つまり、女君による「諫め」とは、復讐を「容認」し、さらには「促進」する機能を有しており、これによって、復讐がより一層進められることになっているのである。以上から、女君は「諫め」によって、復讐が完遂されるよう、これもまたコントロールしていると言えるのではないか。

このことの傍証として、『落窪物語』における男君の人物像について確認しておく。次の力は、男君の乳母が、右

大臣の娘との縁談を勝手に進め、男君に文を出すよう催促する場面である。

カ

(男君の) 乳母、「…君達は、はなやかに御妻方のさしあひて、もてかしづきたまふこそ今めかしけれ。(思はず人あり)とて、それをばさるものにて、御文など奉りたまへ。かの君(≡女君)も思ふ時は、上達部の女にはあんなれど、落窪の君とつけられて、中の劣にて、うちはめられてありけるものを、かく類なく思しかしづくこそあやしけれ。人は、かたへは父母ゐたちてかしづかるこそ心にくけれ」と言ふに、中將(≡男君)面うち赤めて、「古めかしき心なればにやあらむ、今めかしく好もしきこともほしからず、おぼえもほしからず、父母具したらむをともおぼえず。落窪にもあれ、上り窪にもあれ、(忘れじ)と思はむをば、いかがはせむ。人の言はむも多く、そこにさへ、かくのたまふこそ心憂けれ。…」とて、いと頼もしげなるけしきにて立ちたまふめるを…(巻二 一九〇～一九二頁)

この場面において、乳母は男君に対し、一重傍線部にあるように、右大臣の娘に文を出すよう進言し、女君を「かしづく」ことについて苦言を呈している。しかし、二重傍

線部のとおり、男君はこれに反発しており、右大臣の娘に文を出すことはなかった。

また、次のキは、女君を二条邸に迎えているにもかかわらず、復讐のために四の君との縁談を了承した男君を、男君の母北の方が諫める場面である。

キ

(男君の母) 北の方、「いであなにく。人あまた持たるは、嘆き負ふなり。身も苦しげなり。なものしたまひぞ。その据ゑたまひつらむに思しつかば、さてやみたまひね。今とぶらひきこえむ」とて、後は、をかしき物奉りたまひて、聞こえかはしたまふ。「この人よげにものしたまふめり。御文書き、手つき、いとをかしかめり。誰が女ぞ。これにて定まりたまひね。女子持たれば、人の思さむことも、いとほしう、心苦しうなむおぼゆる」と少將(≡男君)に申したまへば、(男君は)ほほゑみたまひて、「これも、よも忘れはべらじ。またもゆかしうはべり」と申したまへば、(男君の母北の方は)「いかでか。けしからず。さらに思ひきこゆまじき御心なめり」と笑ひたまふ。

(巻二 一四八～一四九頁)

キの一重傍線部において、男君の母北の方は、女君を二

条邸に迎えているのだから四の君との縁談は断るべきである、と男君を諫める。しかし、男君は二重傍線部のように答へ、四の君との縁談を進める意志を見せており、母からの「諫め」に反発している。

このように、男君は、女君の「諫め」にのみ反発するのではなく、それ以外の場面においても、自身の意見を押し通している。つまり、男君は他者からの「諫め」に対し、素直に受け容れることなく、反発し、自身の意向を通す人物として造型されているのだ。

類似の人物像として、例えば、時代は下ることになるが、『源氏物語』の光源氏や匂宮などが挙げられよう^(注8)。つまり、男君が他の人々からの「諫め」に反発する人物であることによって、女君の「諫め」が、復讐の「容認」と「促進」という機能を果たしうるのである。

二二二二 孝養を意識づける「諫め」

女君の「諫め」とは、復讐を「容認」し、「促進」する機能を有するものである。しかし、この機能は、「二二二二」のキでも見たとおり、女君以外の人物による「諫め」にも見られた。では、果たして、女君の「諫め」の機能とは、それだけののだろうか。

ここで、再び女君の「諫め」について確認を行う。まず、

女君が男君を初めて諫めた場面を再度引用する。

女君、「いとけしからず。(いな)と思さば、おいらかにこそけしきばめ。本意なく、(いかにいみじ)と思へばなり」とのたまふ。少将、「かの北の方に、(いかでねたき目見せむ)と思へばなり」とのたまへば、女君、「これはや忘れたまひね。かの君や憎かりし」とのたまへば…

女君は復讐を企てる男君を、一重傍線部のように諫めている。この「諫め」を受けた後、「二二二二」でも触れたとおり、男君は復讐を「いと心安く」行うことになるが、それとは反対に、「いとほしく、(女(=四の君)に恥を見するぞ)など思へども、(中略)へとげて後に、引きかへてかへり見む」(巻二 一五六頁)と、四の君を憐れみ、「かへり見む」、即ち、後で相応に見返りを与えようとする様子をも見せている。しかし、復讐の計画当初は、「北の方のいとねたく憎くて、いかで《わびし》と思はせむ」(巻二 一四七頁)と、北の方に復讐するために四の君との縁談を承諾した、と説明されるだけであり、男君が四の君を憐れむ様子は見られない。

では、なぜ男君は「引きかへてかへり見む」と考えるに

至つたのだろうか。ここで、女君からの「諫め」を確認すると、女君は復讐のために四の君を利用しようとする男君を、波線部にあるように、「かの君や憎かりし」と諫めている。女君は復讐に「かの君」、即ち、四の君を利用することを諫めるのである。また、男君は「かへり見」について考えをめぐらした直後、「なほ思ひわびたるけしきいとほしうて」(巻二 一五六頁)と、女君が復讐を心苦しう思っていることを認識し、「いとほし」く感じている。つまり、女君の「諫め」によって、男君は、北の方に対しては復讐を行いつつも、四の君に対しては孝養を果たすことを考え始めたと言えよう。

このように、女君から「諫め」を受けた男君が、孝養について言及する場面は、この他二箇所で見られる。

女君「いと心憂く。『けしからずはおはせし』と、おとど(中納言)後に聞きたまはむことあり。かくなのたまひそ」と(男君を)制したまひけれど、(中略)(男君は)「今、うちかへしつかうまつらむに、御心はゆきなむ。思ひおきしこと、たがへじ」とのたまふ。

(巻二 一七八頁)

(女君は)「この渡らむ」としたまふ所は、(中納言の)

三条にこそありけれ。また『まろ』と聞こえむものを。年ごろつくりて(渡らむ)としたまふらむに、妨げたらむはいかに思すらむ。親の嘆きたまふらむは、罪いとおそろしく。つかうまつる人だにこそあれ、(男君が)かくしたまふことを妨げたまへば、嘆かせたてまつるが心憂きこと。衛門(あこぎ)がすることぞ」と(いとほし)と思したるけしきにてのたまへば、(男君は)「天下の親にて、おのが家おし取らるる人やある。嗚きたまふらむ罪は、後にもいとよくつかうまつり直したまへ。…」と申したまへば…

(巻三 一二二六―一二七頁)

それぞれの一重傍線部にあるように、女君は復讐を行う男君らを諫めている。諫められた男君は、これもそれぞれの二重傍線部に「うちかへしつかうまつらむ」、「つかうまつり直したまへ」とあるとおり、後の孝養を思わせる言葉を発している。

以上、女君の「諫め」後の男君について確認すると、孝養について考える、もしくは孝養を行うことを明言する、といった様子が見られる。このように、女君の「諫め」は、男君が孝養を意識する契機として働いているのである。

つまり、女君の「諫め」は、男君に孝養を意識づけると

いう機能と、「二―二―」で述べた、復讐を「容認」及び「促進」する機能を有しているのだ。これら相反するような二様の機能を持つのは、女君による「諫め」だけであり、女君ならではの特殊な機能であると言えよう。

さて、復讐譚における女君については、例えば、井上真梨子氏は次のように論じておられる。

主人公である落窪の君は、物語において一貫して心優しい女性として描かれる。継母から辛い仕打ちを受けながらも恨みに思わず、道頼の復讐を知ると、継母や中納言家の負担・悲嘆を思いやり、心を痛める描写がされる。そして、そのような状況において、落窪の君は、自らの力では状況を変えられないことがわかる。「継子いじめ」においては、継母の絶対的な力に逆らうことができず、「復讐」においては、道頼に言いくるめられる様子が描かれるからである。注9

氏は、女君については、「自らの力では状況を変えられない」とされ、復讐譚では、男君から「言いくるめられる」人物であると述べておられる。確かに、女君は男君が「諫め」を聞き入れなかった際、「いふかひなくて、またも聞こえたまはず」（巻三 二二七頁）と、言葉を返さなくなっ

てはいる。しかし、その一方で、先にも述べたとおり、「諫め」によって、男君の復讐を「容認」、「促進」し、さらに、男君が孝養を行うように仕向ける姿が描かれてもいる。つまり、女君は復讐譚において、「自らの力では状況を変えられない」のではなく、男君を諫めることによって、むしろ、復讐が遂行されるように働きかけ、孝養に向けて「状況」を変えようとしていると考えられるのだ。

復讐譚において、女君は「諫め」によって、復讐を「容認」、「促進」しながら、同時に、孝養を意識づけている。つまり、女君は男君を諫めることによって、復讐と孝養の双方をコントロールする人物として存在しているのである。

三 「鏡箱の返還」

ここまで、女君が復讐と孝養のいずれもコントロールしている、という見方を示してきた。また、女君が復讐に直接的には関与しないということは、「二」で述べたとおりである。しかし、一度だけ、女君が表立って復讐に関与する場面が存在する。それが「はじめに」でも触れた、「鏡箱の返還」の場面である。あえて、再度引用する。

① 男君、「かのむかしの古蓋の鏡の箱はありや。これに

添へて返したまへかし。北の方、(宝)と思ひためりきとのたまへば、衛門、興じ喜びて、「衛門がもとに侍り」とて、取り出でたれば、(中略)「いとただならむよりは」とて、「しるしばかり物書きつけたまへ」と申したまへば、女君、「いで、いさや。いとほしきついでに、知られたてまつらむこそ苦しき」とのたまへば、「なほなほ」と申したまへば、鏡の敷をおし返して書きたまふ。

明け暮れは憂きこと見えし増鏡さすがに影ぞ恋しかりける

ここで描かれる「鏡箱」とは、北の方が、女君の亡き母の形見である鏡の「御箱」を奪い、その代わりとして女君に渡したものであった。

② 「参りたるやうは、今日ここに買ひたる鏡のをかしげなるに、この御箱の入りぬべく見えし。〈しはし、賜へ〉と聞こえむ」とてなむ。(と北の方が言う)と、女君は「ようはべなり」とのたまへば、(北の方は)「かう心やすくものしたまへば、いとよくなむ。さは賜へ」とて、引き寄せたてまつりたまへり。

(巻一 七一〜七二頁)

③ (北の方は)鏡の箱の代り、このあこ君といふ童しておせたり。黒塗の箱の九寸ばかりなるが、深さは三寸ばかりにて、古めきまどひて所どころはげたるを、「これ黒けれど、漆つきていとよきなり」とのたまへば、(あこぎが)「をかしげ」と笑ひて、(女君の)御鏡入れて見るに、こよなければ…(巻一 七三〜七四頁)

④ (北の方は「鏡箱」を)〈落窪の君に取らせしにこそあめれ〉と見るに、(いかなることならむ)と思ふに、肝心騒ぐに、まして底に書けるもの(=女君の和歌)を見るに、むげに落窪の君の手なれば、目も口もはだかりぬ。〈この年ごろ、いみじき恥をのみ見せつるは、くやつするなりけり〉と思ふに、ねたういみじきこと二つなしとは、世の常なり。一殿のうち、ゆすりみちてののしる。(巻三 一三四〜一三五頁)

北の方は虐待譚において、②にあるとおり、女君の亡き母の形見である「御箱」を奪う。そして、③において、「御箱」の代わりに、自身の「鏡箱」を女君の元へ届けている。①において、女君がこの「鏡箱」を北の方へ返すことにより、自身がこれまでの復讐行為に関与していたことが示さ

れることになる。

このことについて、稲賀敬二氏は、「この鏡箱を返すことで、女君が道頼の邸に幸福な境遇で過ごしていると《北の方に知らせ》ることができると指摘しておられる(注10)。「鏡箱」を受け取った北の方は、女君の存在に気付き、④に見られるとおり、ひどく動転して女君を憎く思っている。このように、北の方にとって「ねたういみじきこと」として受け取られた「鏡箱の返還」は、実に効果的に、復讐として作用したと言えよう。

加えて、④の一重傍線部を確認すると、北の方は、「底に書けるもの」、つまり「鏡箱」の底に記された女君の和歌を見て、「むげに落窪の君の手」であると理解し、怒りを露わにしている。これについて、小山利彦氏は、「中納言北の方はこの鏡箱に加えて、歌の筆跡を見て落窪の君が関係していると知り、もう怒り頂に達し我を忘れて邸内を揺るがしてわめき立てたのであった」と述べておられる(注11)。北の方が鏡箱に記された和歌の筆跡が女君のものであると判断して、より憤慨していることから、「鏡箱の返還」を復讐として一層効果的に機能させるためには、この女君の和歌が不可欠であったと考えられる。このように、「鏡箱」を返還したと、女君が和歌を記したことによって、女君が復讐に関与したということが、明確に示された

のである。

では、なぜこれまで一貫して復讐を諷める立場をとってきた女君が、ここで復讐に直接関与することになるのだろうか。①の傍線部にあるように、女君は「いとほしきついでに、知られたてまつらむこそ苦しき」と、中納言方の目を気にしている。これをふまえると、女君自ら和歌を記した「鏡箱」を返還すれば、女君が復讐に関与したと疑われることは容易に想像できていたことになろう。実際、④の二重傍線部において、「鏡箱」を受け取った北の方は、「この年ごろ」の「いみじき恥」が女君によるものであったと捉えている。北の方は、これまでの復讐が女君によって行われていたと認識しているのだ。

しかし、「鏡箱の返還」の効果は、こればかりではない。ここで、中納言とその長男である越前守の反応に注目する。

⑤ おとど（＝中納言）、家取られて、（いみじき仇敵）と思ひし心地を、（わが子のしたるなりけり）と思ふに、罪もなく、さきざきの恥も思ひ消えて、「子どもの中にさいはひありけるものを。何しにおろかに思ひて。かの家は、この人の母の家にて、ことわりなりけり」と言ひいます。
（巻三 一三五頁）

⑥ 中納言、つらきことは思ひやみて、わが身のおぼえなく、癡ひ、人にも侮られつるを嘆くに、「面立たしきことあり」と、いとうれしくて… (巻三 一三三八頁)

⑦ 越前守、「…おのづから、この族に、はかばかしき人なくて、見つくる人に、『面白の駒は、いかにいかに』と笑はるるがはしたなきに、同じ殿ばらと言へど、ただ今のおぼえの類なき人に言ふに、因縁になりぬること、頼もしくうれしけれ」と言へば…

(巻三 一三三五―一三六頁)

「鏡箱の返還」後、中納言も北の方と同様に、⑤の傍線部にあるとおり、「わが子」、つまり、女君が復讐を行っていたと理解している。しかし、その一方で、中納言は「罪もなく、さきざきの恥も思ひ消えて」と、これまでの復讐を咎めておらず、むしろ、⑥の傍線部のように、「いとうれしく」感じており、「ねたういみじきこと」として受け止めた北の方とは異なる反応を示している。また、越前守も⑦の傍線部のように、男君と「因縁」となることについて、「頼もしくうれしけれ」と発言している。女君が男君の北の方になつたとなれば、中納言家は当世随一の権門と縁戚となり、その恩恵を受けることが期待される。そのた

め、⑥の傍線部や⑦の傍線部のとおり、「面立たしきこと」、「いとうれしく」、「頼もしくうれしけれ」と、好意的に受け取られたのであろう。つまり、「鏡箱の返還」は、中納言や越前守にとっては、決して復讐として受け取られていないのであり、反対に、喜ばしいものとして理解されている行為なのである。

このように見た時、北の方にとっては復讐として機能していた「鏡箱の返還」が、中納言らにとっては、むしろ喜ばしい未来を提供する、いわば孝養として機能していると言えよう。女君が唯一直接的に関与した復讐、「鏡箱の返還」とは、復讐と孝養という二様の意味を持つていたのである。さらに、「鏡箱の返還」が描かれている場面の、物語展開上の配置に着目する。「鏡箱」は返還され、その底には、女君の虐待を想起させる和歌が記されていた。これによって、それまでの復讐は女君の虐待に対して行われていた、という真相が明かされることになる。また、この「鏡箱」を返還する際、男君は越前守に対して、「このいとはしかりしかしこまりも、みづから聞こえはべらむ」(巻三 二三二頁)と伝え、男君自ら中納言に謝罪する旨を明らかにしており、復讐を続ける意志は見られない。つまり、「鏡箱の返還」は、これ以降、復讐を行わないということが示されている場面、言い換えるならば、復讐が終了する場面

に配置されているのである。

「二」で述べたように、女君は復讐をコントロールする人物として描かれているものの、復讐行為に直接手を下すことはない。しかし、「鏡箱の返還」において、女君が復讐に関与したことが明らかとなるような行動へと至る。このように、女君が「鏡箱の返還」においてのみ、他の復讐とは異なる様子を描かれるのは、復讐の終了と孝養の開始という二様の意味を持つ場面であるためだと考えられる。これまで、女君は復讐と孝養の双方をコントロールする人物であると述べてきた。だからこそ、女君はこれまで復讐を行ってきたことを明らかにし、孝養へと物語展開を導くために、復讐から孝養へと移行する場面、いわば、復讐と孝養の転換点である「鏡箱の返還」に登場するように、この物語に描かれているのだ。

おわりに

本稿では、孝養譚と復讐譚のそれぞれにおける女君について分析し、「鏡箱の返還」の場面について考察を行った。孝養譚では、女君が意図した孝養のみが男君によって実行されている。また、復讐譚では、女君が復讐に直接的に関与することはないものの、女君が男君を諫めることによっ

て、復讐の「容認」と「促進」を行いつつ、孝養を意識づけていた。このように、女君は、孝養と復讐の双方をコントロールする人物として描かれているのである。

そして、女君が唯一直接的に関与した復讐が、「鏡箱の返還」である。この「鏡箱の返還」は、復讐から孝養へと移行する場面に配置されており、女君が直接関与したことによって、復讐の終了と孝養の開始という二様の意味を持つこととなった。つまり、この「鏡箱の返還」とは、復讐と孝養の転換点としてあるのだ。

なお、本稿では、復讐譚と孝養譚における女君の関与について考察したが、虐待譚との関わりについては触れることができなかった。しかし、女君が復讐と孝養の双方をコントロールする人物としてあることをふまえるならば、虐待についても同様なのではないかと想像されもする。稿を改めて考察を行いたい。

注

1 『新編日本古典文学全集』の「解説」では、「落窪物語」は、大きく虐待・復讐・孝養の三つの話素から成り立っている」とされる。但し、例えば、神尾暢子氏が「落窪物語の作品構成―道頼報復と統合論理―」（『落窪物語の表現論理』新典社

二〇〇八年)の中で、「落窪物語」の素材構成は、虐待か報復か報恩かを中心素材とする、三部に分類しうる」とされるところ、「三つの話素」のうち、「復讐」を「報復」として、「孝養」を「報恩」として定位する御見解もある。本稿においては、「復讐」、即ち「報復」に対する見返りとしての「報恩」という意味を含み持つ用語として「孝養」を理解し、用いることとする。したがって、例えば、本論中にも述べるとおり、女君にとつて親ではない三の君や四の君に対する言動や処遇を「孝養」と捉えることもありうる。

2 三木雅博氏「『落窪物語』を読む」(片桐洋一氏・増田繁夫氏・森一郎氏編『王朝物語を学ぶ人のために』世界思想社

一九九二年)、星山健氏「『落窪物語』の構造」(『日本文学論稿』二一号 東北大学文芸談話会 一九九四年二月)、大原智美氏

「『落窪物語』論―少将道頼の人物造型を通して―」(『国文目白』五二号 日本女子大学国語国文学会 二〇一三年二月)など。

3 森あかね氏「『落窪物語』における孝養―継子いじめとの関わりから―」(『國語と國文學』九三卷二二号 東京大学国語

国文学会 二〇一六年二月)

4 本稿で引用する『落窪物語』本文は、諸伝本の中で、すぐれているとされる実践女子大学常盤松文庫本を底本とした『新編日本古典文学全集』に拠るものとする。また、『新編日本古典文学全集』に倣い、本文中の内語文は、〈〉で示している。『落窪物語』本文、あるいは先行研究の引用中の傍線は、稿者が付したものであり、()は、稿者による私注である。

5 神尾暢子氏「女君会話と立場二種―被害者から加害者へ―」

(『落窪物語の表現論理』新典社 二〇〇八年)

6 日向一雅氏「落窪物語―現実主義の文学意識―」(『中古文学研究会編』『初期物語文学の意識』笠間書院 一九七九年)

7 注3に同じ。

8 中井賢一氏「明石中宮論―明石中宮の機能と権力機構としての宇治―」(『物語展開と人物造型の論理―源氏物語(二層)構造論―』新典社 二〇一七年)。氏は、例えば、匂宮の性格について、「匂宮は、拒絶されるほど、思いが遂げられないほど、かえって「負けじ」と反発する人物」と分析され、欲望が閉ざされる時に、かえってそれを乗り越えようとする匂宮の特徴を指摘しておられる。

9 井上真梨子氏「落窪の君と阿漕の成長・出世譚としての『落窪物語』」(『藤女子大学国文学雑誌』八六号 藤女子大学日本語・日本文学会 二〇一二年三月)

10 稲賀敬二氏「女性が意思を貫く時―『落窪物語』の主従、姫君とあこき―」(『前期物語の成立と変貌』笠間書院 二〇〇七年)

11 小山利彦氏「『落窪物語』の構造―報復譚と出世譚を軸に―」(『中古文学研究会編』『初期物語文学の意識』笠間書院 一九七九年)